

個人番号（マイナンバー）を利用する介護保険関係申請書の身分証確認について

個人番号（マイナンバー）導入に伴い、介護保険給付の申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務となりました。それに伴い個人番号を取り扱う場合において、個人番号確認や身元確認が必要となりましたので、申請時に必要な書類等は以下のとおりの取扱いとなります。

◎対象書類

- 介護保険要介護・要支援認定申請書 ※1
- 再交付申請書 ※2
- 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
- 介護保険負担限度額認定申請書 ※1・2
- 高額介護（予防）サービス費支給申請書 ※2
- 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書兼支給申請書 ※1
- 介護保険基準収入額適用申請書 ※2

※1 両面印刷をしてください。

※2 本人以外が申請する場合は別途委任状が必要となります。
（委任状の様式はホームページに掲載しております。）

◎必要書類

原則、下記のとおり、被保険者の個人番号確認及び被保険者または代理人の身元確認等が必要となります。有効書類については、別表1・別表2をご参考ください。

1. 本人が申請する場合

- (ア) 被保険者の個人番号が確認できる書類
- (イ) 被保険者の身元確認ができる書類

2. 代理人が申請を行う場合

- (ア) 委任状
- (イ) 代理人の身元確認ができる書類
- (ウ) 被保険者の個人番号が確認できる書類の写し

※委任状等が困難な被保険者の場合は個別に対応致しますので、お問い合わせください。

3. 代理権のない場合（被保険者の代わりに使者として申請する場合や郵送の場合）

- (ア) 被保険者の個人番号が確認できる書類の写し
- (イ) 被保険者の身元確認ができる書類の写し

※申請時は封筒等に入れ、個人番号が見えないようにして下さい。

個人番号確認書類 別表 1

被保険者の個人番号が確認できる書類について、下記のもの対象となります。これらが困難な被保険者の場合は個別に対応致しますので、お問い合わせください。

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等

身元確認書類 別表 2

被保険者や代理人の身元確認ができる書類について、個人番号カード等の写真の表示等の措置が施されているものが有効となりますが、これらの提出が困難な場合には、介護保険証等を 2 枚併せて提示することで身元確認をさせていただくことができます。

1 枚の提示で足りるもの	2 枚の提示が必要なもの
○個人番号カード	○国民健康保険証、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者証
○運転免許証	○健康保険日雇特例被保険者手帳
○パスポート	○国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証
○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	○私立学校教職員共済制度の加入者証
○療育手帳	○児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
○在留カード又は特別永住者証明書	○国民年金手帳
○その他、官公署から発行・発給された書類やこれに類する書類であり、写真の表示等の措置が施されているもの	○その他、官公署や市より交付された書類で身分証確認として適当なもの（介護保険負担割合証等）

★本人確認書類等に関しては有効期限内のものになります。

（健康保険の被保険者証の写しを添付される場合は、医療保険の保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングをしていただきますようお願いいたします。）